

秩父市まちづくり景観計画

ダイジェスト版



秩父市まちづくり景観計画を策定しました。

この計画は、^{いにしえ}古より受け継がれてきた歴史的な建造物や伝統文化、それを取り巻く豊かで美しい自然など、貴重な景観資源を保全・活用・創造し、次代へ継承していくためのものです。

この計画の施行により、平成20年4月1日から市内で一定規模以上の建築物等を建設する場合などには、事前に景観に関わる届出が必要になります。

景観まちづくりには、市民の皆様をはじめとする多くの方々のご理解とご協力が必要不可欠です。

みんなで一丸となって、心から誇れる美しい景観づくりを進めましょう。

秩 父 市

秩父市まちづくり景観計画の概要

●目的

豊かな自然や歴史と文化によって育まれてきた秩父の魅力ある景観を将来に向けて発展させ、市の将来像である

「環境・観光文化都市 ちちぶ」

の実現を目指します。

●計画対象区域 秩父市全域（577.69km²）です。



●基本目標

『豊かな森林環境に抱かれ

歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する』

●基本方針

- ①自然地形や植生に配慮した森林景観の保全に努める。
- ②地域に蓄積された歴史・文化を街並み景観に活かし後世に継承する。
- ③地域ごとの多様な個性を活かした景観の形成を図る。
- ④地域の活性化を促す快適で魅力的な景観づくりを促進する。
- ⑤市民が主体的に創り出す身近な景観づくりを促進する。

●景観形成重点地区の指定方針

- ・ 地区住民等から重点地区指定の要請があり、必要と認めるときは、重点地区に指定し、地区住民を主体とした計画を策定し、良好な景観の形成を図ります。
- ・ 良好な景観形成に向け、特に必要と認められる地区等を景観形成重点地区に指定し、地区住民等の合意の下に、重点地区計画を策定し、個性的で魅力的な景観の形成を積極的に図ります。

●その他の方針

- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針
- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する方針

●推進方策

- ・ 情報や学習機会の提供等により、市民の景観意識の向上を支援します。
- ・ 表彰制度を創設し、優れた景観や景観活動などを行う団体等を表彰します。
- ・ 景観審議会や景観協議会を設置し、良好な景観まちづくりを推進します。

●計画の対象（景観計画は、平成20年4月1日から施行されます。）

本市内で行う新築、改築、増築、模様替などのすべての行為が対象になります。

（既設の建築物や工作物などについては、原則として対象外です。）



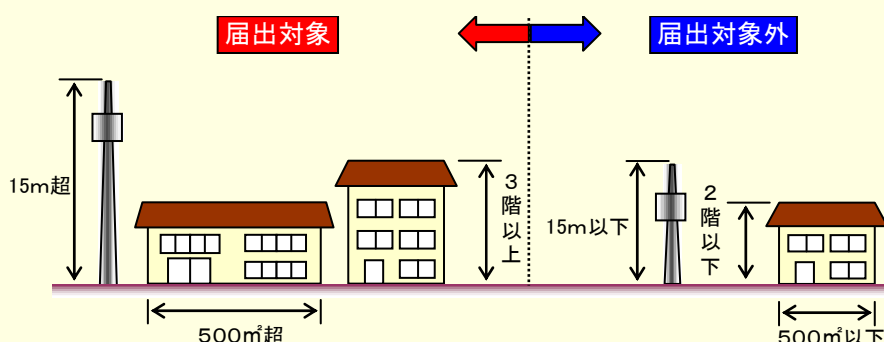
●届出基準（平成20年4月1日以降に工事に着手するものが届出の対象となります。）

以下の基準に該当する建築行為等が届出の対象となります。

◆新築、増築、改築又は移転等の場合

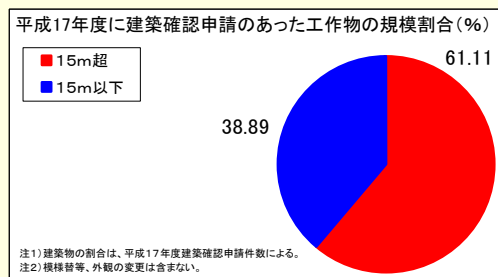
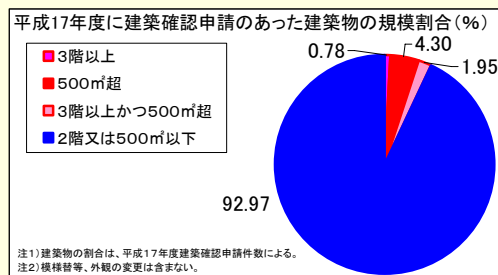
①建築物 延べ面積 500㎡超 又は3階以上

②工作物 高さ15m超



◆修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※新築等と同規模で各立面のうち1面でも 外観の変更の面積が3分の1超

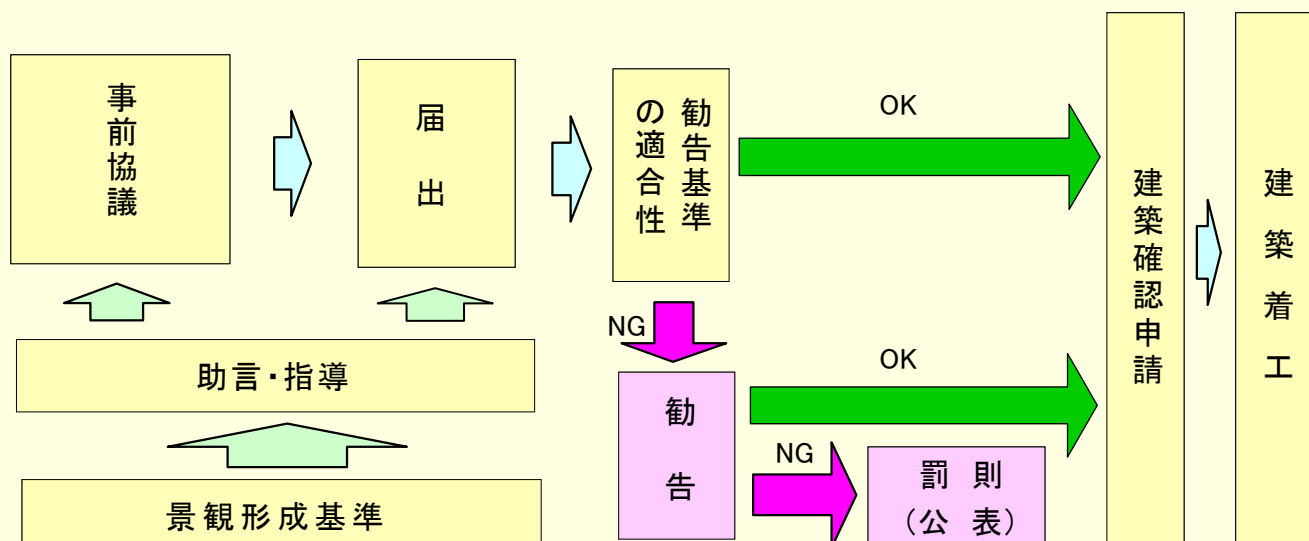


対
象

対
象
外

届出対象とならない行為であっても、景観形成基準を参考に街並み景観へ配慮し、良好な景観の形成を図りましょう。

●景観窓口への行為の届出



景観形成基準

共通基準	基準内容	参考例
広域的な観点での配慮事項	i 広域的な観点から景観特性を把握し、地域の景観に与える影響に配慮する。 ii 沿道等からの眺望やスカイラインの保全に配慮する。	ii 
街並みの観点での配慮事項	i 外観については、街並みと調和した素材や色彩とするよう配慮する。 ii 高さについては、街並みの連続性をくずさず、周辺に圧迫感を生じさせないように配慮する。 iii 形態については、周辺の街並みと調和するように配慮する。	ii  セットバック 街並みの平均高さ 道路 敷地 iii  (参考)倉敷の街並み
建築物等のデザイン	i 外観の色彩については、原色や蛍光色など、派手なものを避け、周辺の景観との調和に配慮する。多色を用いたり、壁面のアクセントとして色を用いる場合にあっては、壁面の基調色とのバランスに十分配慮する。 ii 建物付属物（屋外階段・空調設備等）については、建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 iii 敷地内については、道路等の公共空間に潤いを与えるよう、地域の景観に調和した樹種等の植栽に努める。	ii  格子等で設備を覆う iii  植え込み 生け垣 中高木

●地域区分図

地域別の基準は、土地利用の状況等を考慮しつつ、明確な地域区分とするため、以下の3つを設定します。

○市街地地域・・・用途地域内

○田園地域・・・用途地域を除く都市計画区域内

○農山村地域・・・都市計画区域外



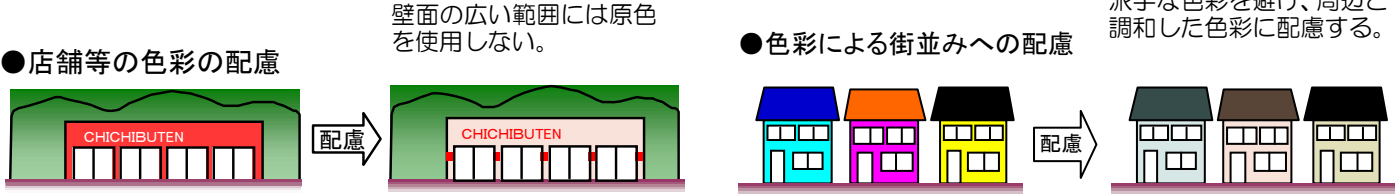
地域別基準	基準内容	参考例
市街地地域 (用途地域内)	i 地域の現況特性を理解し、建築物等の形態・意匠等については、街並みへの調和に配慮する。特に、最小限の影響範囲として、向こう三軒両隣の関係性に十分配慮する。 ii 市街地を取り巻く、緑の縁取りの存在を意識し、建築物等の配置や、高さ構成については、主要な通りから緑の縁取りへの視線を遮らないように配慮する。 iii 緑地空間の少ない市街地にあっては、敷地内緑化に努めるとともに、敷地内の緑ができるだけ通りから見えるように配慮する。 iv 住宅地については、安らぎの感じられる豊かな生活環境を育成するため、建築物等の奇抜な形態・意匠は避け、落ち着いた秩序のある街並み景観となるよう配慮する。 v 住宅と店舗・事務所、工場等が複合する市街地にあっては、良好な住環境を保全・育成するため、住宅以外の用途を住環境になじませるよう建築物及び屋外広告物等の形態・意匠を配慮する。 vi 沿道建築物の屋外灯等は、通りや広場などの夜間のにぎわいづくりに効果的となるよう、配置等について配慮する。 vii 秩父夜祭を始めとする地域の伝統的な祭りや文化等の舞台となる広場・建築物・道路等の周辺施設については、形態・意匠・材質をそれらとの調和に配慮する。	ii  iii  v  vii 
田園地域 (用途地域を除く都市計画区域内)	i のどかな地域環境を考慮し、敷地空間にゆとりを取るような建築物等の配置に努める。 ii 建築物等の形態・意匠については、遠景の山並みや屋敷林、田園などの背景との調和に配慮する。 iii 緑豊かな周辺環境を考慮し、敷地周りは植栽・生垣など、地域に潤いを与える緑化に努める。 iv 地域内の住宅地については、落ち着いた秩序のある街並み景観となるよう建築物等の形態・意匠に配慮する。	ii 

地域別基準	基準内容	参考例
農山村地域 (都市計画区域外)	i 建築物等の壁面については、木材や漆喰などの伝統的な素材感と色調となるように配慮する。 ii 擁壁等については、自然石等の伝統的に使われている素材を用いるなど、地域の自然環境等に配慮する。 iii 建築物等については、周辺の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 iv 屋外広告物等については、自然素材を活用するなど、周辺の自然との調和に配慮する。	i 

勸告基準			
届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の各立面において、下表の色彩基準に該当する色彩（着色していない自然素材等の素材色で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）の面積の合計が、1面でも3分の1を超えると認める場合は、適用範囲内の色彩への見直しを勧告することがあります。			
地域区分	色相	明度	彩度
市街地地域	5.0R から 7.5R	—	4を超える
	7.5R から 7.5Y	—	6を超える
	7.5Y から 7.5GY	—	4を超える
	7.5GY から 7.5RP	—	2を超える
	7.5RP から 5.0R	—	4を超える
田園地域	5.0R から 7.5R	2を超える 2以下	4を超える —
	7.5R から 7.5Y	2を超える 2以下	6を超える —
	7.5Y から 7.5GY	2を超える 2以下	4を超える —
	7.5GY から 7.5RP	2を超える 2以下	2を超える —
	7.5RP から 5.0R	2を超える 2以下	4を超える —
	無彩色	2以下	—
		2以下	—
農山村地域	5.0R から 7.5R	9以上 9未満	— 4を超える
	7.5R から 7.5Y	9以上 9未満	— 6を超える
	7.5Y から 7.5GY	9以上 9未満	— 4を超える
	7.5GY から 7.5RP	9以上 9未満	— 2を超える
	7.5RP から 5.0R	9以上 9未満	— 4を超える
	無彩色	9以上	—
		9以上	—
		9以上	—
		9以上	—
		9以上	—

※色彩基準の詳細については、市の景観担当及び建築の専門家等にご相談ください。なお、この基準は、周囲の景観を著しく阻害する恐れのある原色や派手な色、奇抜な色等の使用を控えていただくことを目的としています。

(参考)色彩配慮のイメージ



景観法・役割・成長する景観計画

○「秩父市まちづくり景観計画」は、「景観法」に基づく計画です。

景観法とは・・・

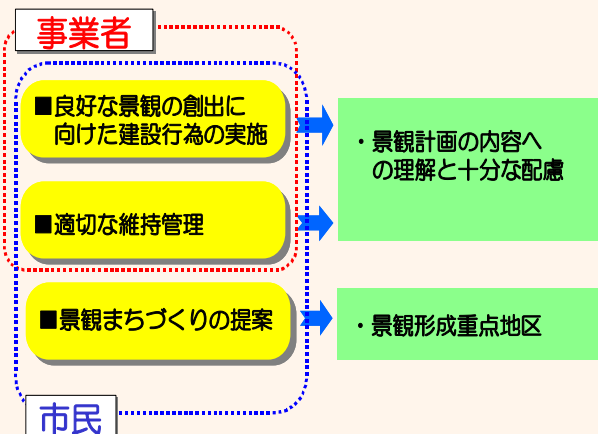
●景観づくりを目的とした日本で最初の法律です。

景観法の制定により・・・

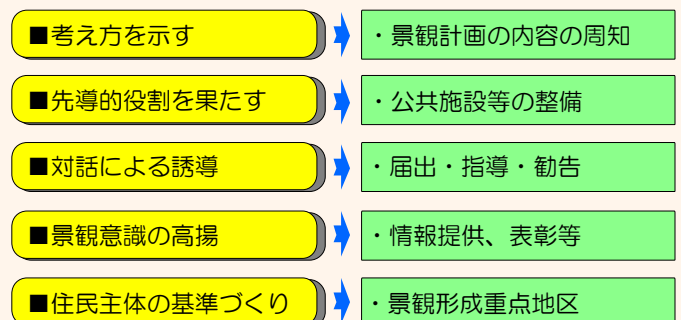
- 自治体の景観づくりの取り組みに法的根拠が与えられました。
- 地域の個性が景観づくりに反映できるようになりました。
- 景観計画区域内の景観を阻害するものについて、いざというときに強制力をもって、規制できるようになりました。
- 地域の景観づくりにNPOや住民が参加しやすくなりました。
- その他、景観づくりをサポートする様々な制度が整えられました。

○秩父市まちづくり景観計画に示された内容の実現のためには、市民、事業者及び市がそれぞれの立場において果たすべき役割を十分に理解して、実行していくことが重要です。

■市民、事業者の役割

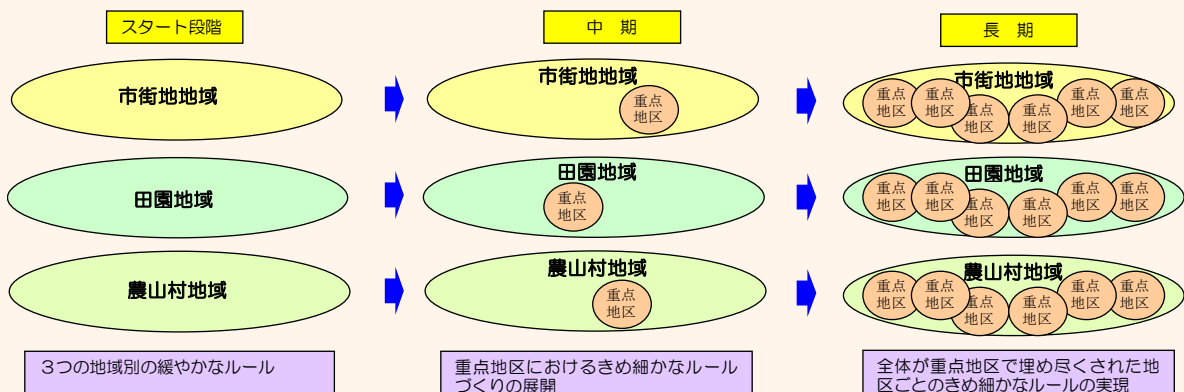


■市の役割



○秩父市まちづくり景観計画は、緩やかなルールからスタートし、市民、事業者及び市の相互理解と協働により成長させていく計画です。

●景観計画の成長のイメージ





■策定経過等

平成 15 年 7 月	国による「美しい国づくり政策大綱」の提示
平成 16 年 2 月	「景観緑三法」の閣議決定 ※景観法、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
平成 16 年 6 月	「景観法」が公布される
平成 16 年 12 月	「景観法」の施行（一部施行）
平成 17 年 6 月	「景観法」の全面施行
平成 17 年 7 月	秩父市が「景観行政団体」となる
平成 18 年 10 月	秩父はんじょう博にて景観資源に関するアンケート調査実施
平成 18 年 11 月	第 1 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・計画の目的、本市の景観まちづくりの現状
平成 19 年 1 月	第 2 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観特性、景観形成の課題、基本方針、景観計画（素案）
平成 19 年 1 月	都市計画審議会の開催 ・景観計画案の作成に対する意見把握
平成 19 年 2 月	第 3 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観形成の考え方の確認、景観計画（素案）
平成 19 年 3 月	第 4 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観計画案
平成 19 年 4 月	市民意見募集
平成 19 年 5 月	都市計画審議会の開催 ・景観計画案に対する意見把握
平成 19 年 5 月	第 5 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・最終的な景観計画案の作成
平成 19 年 6 月	秩父市まちづくり景観条例の制定（一部施行）
平成 19 年 8 月	秩父市まちづくり景観計画の策定
平成 20 年 4 月	秩父市まちづくり景観計画及び景観条例全面施行

◎お問い合わせ先

秩父市役所 地域整備部 都市計画課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8-15

TEL 0494-25-5217 FAX 0494-25-0137

E-mail toshi@city.chichibu.lg.jp

平成19年8月発行